

プラットフォーム構成員による視察について

「公共サービスイノベーション・プラットフォームの開催について」（平成27年9月9日 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）において、プラットフォームの具体的取組み内容として

「①窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な取組、②ITを活用した業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せたクラウド化、③公的ストックの有効活用などについて、公共サービスの効率化・高度化と全国展開のための標準化を両立するモデルを構築するとともに、その普及等を図る。その際、制度上の課題の整理とその解決策、先駆的に取組みを行う団体への支援の方策等についても必要な検討を行う。また、こうした検討の成果を国の取組みにも反映する。」とされている。

上記三分野におけるモデル構築と全国展開に資するため、プラットフォームを構成する者による視察を行う。

- ・ 視察は、上記三分野のバランスをとりつつ二～三回程度（四～六ヶ所）行う。
- ・ 各視察には、それぞれプラットフォーム構成員より一・二名が事務局・関係省庁とともに参加し、事後その内容を会合に報告するものとする。
- ・ 上記三分野における主たる関係省庁は、視察選定先自治体を事務局に対し推薦する。
- ・ 本視察における対象団体は各分野において最近課題等を解決しながら取組を行った団体など、モデル構築に資する取組みを行っている自治体をいう。
- ・ 実施細目については座長一任とする。

<視察先選定にあたっての考え方>

- ・ 10万人規模の市やそれ以下の市町村に共通する公共サービスの課題に取組み、成果を挙げつつある事例
- ・ 勉強会等で指摘されている課題に対する汎用性をもった解決法を提示している事例